

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第4号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる訓練以外の訓練 1 訓練につき<u>2,900円</u></p> <p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) 前号に掲げるセミナー以外のセミナー 1 訓練につき<u>2,900円</u></p> <p>(寄宿料)</p> <p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,500円</u></p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,850円</u></p>	<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>3,900円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる訓練以外の訓練 1 訓練につき<u>2,400円</u></p> <p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>3,900円</u></p> <p>(2) 前号に掲げるセミナー以外のセミナー 1 訓練につき<u>2,400円</u></p> <p>(寄宿料)</p> <p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,080円</u></p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,660円</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。